



(建築工事) 請負契約について」は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条に該当するため、契約手続きが完了次第案件に追加するものです。

市 長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。続いて審議事項 2 「風水害時における福祉避難所開設の考え方について」の説明をお願いします。

部 長 まず、狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプラン上の位置付けについてですが、市内に地震、風水害等の災害が発生し災害救助法の適用を受けた場合において、市が指定避難所に避難した要支援者等の状況等を判断し、福祉避難所の開設を決定するものとしています。福祉避難所への避難の流れについては、指定避難所へ避難したものの福祉避難スペースでの避難生活が著しく困難な要支援者について、市災害対策本部において福祉避難所への受入れの調整を行うものとしています。

プランでは、風水害時における福祉避難所の具体的な開設基準が明確になっていなかったため、プランを踏まえた具体的な開設基準について設定し、審議をお願いするものです。

開設の考え方についてですが、プランに従い、災対福祉保健部が福祉避難スペースに避難した要支援者等の状況と移送に伴う要支援者等とその家族及び職員の安全性等を判断し、市災害対策本部が開設を決定します。

具体的な開設基準についてですが、風災害、豪雨災害等により指定避難所が開設され開設後 24 時間が経過した際において、多摩川、野川等の越水又は内水はん濫が発生した結果自宅での生活が困難となり、指定避難所における避難生活の長期化が見込まれる場合、又は、福祉避難スペースに多くの要支援者等が滞留し当該スペースの入室可能人数を超過する恐れがある場合となります。

また、福祉保健部では令和元年東日本台風災害への対応を通じて、福祉避難スペースの設置及び当該スペースにおける要配慮者への健康管理の重要性を認識しているところです。ついては、福祉避難スペースへの災対福祉保健部職員の配置についても審議をお願いします。

配置方法についてですが、災対福祉保健部において、あらかじめ部内職員から構成される福祉避難スペース班を編成するとともに、当該職員が配置される指定避難所を決めておくこととします。各指定避難所に配置される災対福祉保健部の職員は保健師及び看護師の資格を有する職員を除く 2 人以上とします。

配置職員の役割は、指定避難所に避難された要配慮者の健康状態の管理です。具体的な方法についてですが、福祉避難スペースに配置された災対福祉保健部職員は、振り分けられた要配慮者を入室させ、定期的に要配慮者の健

康チェックを行い、体調に異常が認められた場合には、災対福祉保健部にその結果を報告します。報告を受けた災対福祉保健部は、保健師及び看護師の資格を有する職員の指定避難所への派遣等により要配慮者の体調を確認して協議し、適切な対応を行います。また、保健師及び看護師の資格を有する職員は、定期的に各福祉避難スペースを巡回して、要配慮者の体調確認を行います。

本件については、令和2年度中に改定される水害時避難所開設基本マニュアルに反映する予定です。

市長 本件に関して、質問等ありますか。

部長 保健師及び看護師のうち、初動要員として配置している職員については、本プランから除外させていただきます。

市長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。

次に、報告事項1「派遣職員の募集について」の説明をお願いします。

部長 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会へ、10月から派遣研修として派遣する職員を募集します。

対象は主任又は主事職のうち、令和2年3月31日現在勤続3年以上及び概ね40歳までの職員です。期間は1年間で、部署は現在派遣している職員の後任として、晴海トリトンスクエアにある広報局広報部となります

派遣を希望する職員は、8月6日までに各所属部長を通じて職員課に申し込んでください。複数の応募があった際は、所属長等の意見を参考に職員課で選考します。

市長 続いて報告事項2「災害時における福祉避難所に関する協定の締結について」を報告してください。

部長 三鷹市に法人本部を持つ社会福祉法人巣立ち会と、7月14日付けで災害時における福祉避難所に関する協定を締結しました。指定する施設は、精神障がい者向けの自立訓練事業等を実施しているシンフォニーという施設であり、所在場所は調布駅付近です。市外の施設を避難所及び福祉避難所として指定するのは都内で初めての例となります。災害時には状況に応じて、一般の避難所での生活が困難であり介助が必要な精神障がいのある方等が福祉避難所として利用できるようになります。市では社会福祉法人巣立ち会と協力し、福祉避難所の安定した運営に努めます。

なお、災害対策基本法に基づく福祉避難所指定の手続きについても、既に同意書の提出があり完了しています。

市長 その他お知らせはありますか。

部長 決算審査についてです。

7月20日までで決算審査が終了していますが、監査委員から受けた質問

のうち、回答を保留しているもの等があれば、監査事務局と調整の上、7月30日に実施する例月出納検査までに回答してください。

市 長 他に何かありますか。

部 長 令和2年度敬老金支給方法の変更についてです。

9月1日を基準日として実施している敬老金の支給については、例年民生委員・児童委員が担当区域内の該当者を全件訪問し、手渡しで配付していますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止及び戸別訪問する民生委員・児童委員のマスク着用による熱中症予防のため、現金書留による支給に変更します。

市 長 他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、7月28日午前9時から開催します。